

4 年度 公文書開示状況（1 月決定分） 財務局

					決定区分					（根拠規定） 条例 7 条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	R4. 12. 20	R5. 1. 6	①都立立川国際中等教育学校附属小学校（4）グラウンド整備工事 ②都立府中東高等学校（4）グラウンド改修工事 共通費算定書	6	1															財務局建築 保全部施設 整備第二課
2	R5. 1. 12	R5. 1. 23	貸借対照表及び損益計算書	10		1						1							株式会社が、貸借対照表及び損益計算書を作成する際の項目は、会社計算規則に定められており、また株式会社は、会社法（平成17年法律第86号）第440条及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づき、貸借対照表及び損益計算書の公告が義務づけられている。しかし会社法第939条の規定による公告方法、会社法第2条第6号の規定による大会社の該当の有無及び会社法第2条第5号の規定による公開会社の該当の有無に応じて、公告義務のある範囲は異なる。 公告義務のない範囲に係る記載内容は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の規定により非開示とし、会社法及び会社計算規則に定める公告義務のある範囲に係る記載内容については、公表されている又は公表を予定されている内容であるため、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから開示することとする。 ただし、開示することで個別の金額の非開示部分が推測される項目がある場合はそれを非開示とする。	財務局経理 部契約第二課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。
東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報
第2号：個人情報
第3号：事業活動情報
第4号：犯罪の予防・捜査等情報
第5号：審議・検討又は協議に関する情報
第6号：行政運営情報
第7号：任意提供情報
第8号：特定個人情報
第9号：死者の個人番号

＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。